

山形県中央児童相談所長 様

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和7年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で山形県中央児童相談所一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2024年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

67項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表）等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	4
第Ⅰ部 こども本位の支援	10
第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制	13
第Ⅲ部 一時保護施設における支援	17
第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営	20
アンケート結果	
こどもアンケート結果	22

総評

(2025年11月6日(木)~7日(金) 実地調査実施分)

総 評

山形県中央児童相談所は、他に女性相談支援センター、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所の3つの機能を統合した山形県福祉相談センター内の組織となっています。(以下、児相の一時保護施設のことを「一保」と表記し、当福祉相談センター保護課内の児相の保護部門を「児童部門」、児童福祉司や児童心理司等が配置されている相談判定課、児童緊急対策課及び地域指導課を総称して、「相談判定・指導部門」と便宜上呼称します)。

担当事務として、併設施設の職員が一保での支援を行ったり、一保の職員が併設施設をサポートすることもあります。

一保の平均の在所日数は47.2日とやや長期となっていますが、現在、児相を挙げて、入所期間の短期化に向けた取組みをしています。必要な保護を行いながら、入所定員と入所者数との比率も適切になるように運用されています。

子どもの権利擁護の特徴的な取組みとして「安全委員会」方式を取り入れ、月に2回、入所中の子どもから、職員または他の児童からの権利侵害行為がないかどうかの聞き取りを行い、問題となる事例があった場合には、外部の専門家及び管理職員等で構成される安全委員会で対応を協議しています。また、子どもからの聞き取りの際には、一保での生活の要望等も聴取し、可能な要望については支援に取り入れる取組みも行っています。

一保の建物として清潔性が保たれ、子どもが安全に生活することに支障となるような部分はありません。もっとも、定員18名に対し居室が8室となっており、個室での生活は入所児童が少ない場合や入所直後など、特に個室での対応が必要な場合に限られ、プライバシーの確保や、子どもがくつろげる場所、一人になりたいときに一人になれる場所を確保するのに工夫を要する状況にあります。また、充実した体育館はありますが、一保の敷地内で屋外に出られる場所が少なく、子どもが屋外で活動をする機会が限られます。

子どもの生活のための設備・備品、遊び道具、学習道具も不足はしていないものの、子どもたちからは、もっと欲しいといった声があります。また、予算の都合で、学習教材等の準備が困難な状況がみられます。

食事については、建物内で調理された食事が3食提供され、アンケートでは子どもたちからもおむね好評です。しかし、栄養士がいないために、入所児童のアレルギーに配慮した献立の作成が困難です。また、調理師の勤務体制や食材調達の都合等から、子どもたちに事前に示したメニューが突然告知なく変更されたり、食事が弁当となることがあり、子どもからは不満の声が聞かれました。他の自治体の一保と比較して、食事の提供体制には課題が大きいと評価せざるを得ません。

昨年度から看護師が勤務するようになり、専門家による服薬管理がなされるようになりましたが、服薬が適切なタイミングで行われているかの確認や、職員による服薬の確実な見守りという点においては、課題があります。できれば、食後の服薬時間帯に複数職員を配置し、担当職員が確実に服薬確認を行う体制を整えるか、それが難しい場合には、現行の職員の体制を前提とした手順を整理し、マニュアル化することが望ましいと考えます。また、服薬管理に限らず、後述の夜間勤務における業務を含め、業務全体について、正規職員に業務が集中しないよう、会計年度任用職員との

役割分担の見直しも望めます。

子どもの権利擁護の点では、前述の安全委員会の取組みのほか、子どもの権利ノートの配布、アドボケイトによる意見表明支援の実施、意見箱の設置などの取組みがなされています。ただ、子どもの権利ノートについては内容に工夫の余地がありますし、アドボケイトへの相談や意見箱への意見の提出は低調であり、さらに子どもの意見を効果的に聴取する方策を考える必要があると考えます。また、一保のルールや私物の持ち込みの制限についても、それが合理的な理由に基づく権利の制限であるのか、子どもと話しながら抜本的な検討が求められます。

相談判定・指導部門との連携は、日常的な情報共有や会議における協議を含めて十分になされています。もっとも、子どもからは、ケースワーカーと話したいと一保の職員に伝えても、なかなか話す機会が持てず、いつ話ができるのかも知らされないなどの声がありました。今後の生活に不安を持つ子どもの心情に、より配慮した対応が求められるところです。

今年度から、一保の児童心理司が配置され、日常生活における子どもの心理的な状況を把握したうえでの適切な支援をしたり、相談判定・指導部門との連携がより進められることが期待されます。

職員の勤務体制については、前述の通り併設施設と兼務であるという点で、児童部門の児童の支援に集中しにくい状況があります。特に昼間は併設施設の職員配置が少なく、突発的なサポートを求められることがあります。また、夜間については、正規職員1名と会計年度任用職員（男女各1名）（以下「会任職員」）が勤務する体制がとられていますが、正規職員に負担が集中する体制となっており、特に行動化が激しい子どもが夜間に突発的な行動に及んだような場合に、女性の職員だけでは対応が困難になるとの不安の声が上がっています。

正規職員を含め、研修体制が十分とは言えません。一時保護の目的や理念、それに沿った施設の在り方、子どもの権利擁護など、全職員が共通して有しておくべき基本的点について、すべての職員が研修を受ける体制が求められます。また、他の一保の職員等と交流して支援方法を共有する機会を設けることを検討するなど、職員の専門性確保について、抜本的に検討する必要があると考えます。

多様な文化的背景や性的指向やジェンダーアイデンティティを持つ子どもの入所も想定されますので、そうした子どもが入所した際に問題となる点を洗い出し、必要な対応を行うとともに、子どもの理解と支援方法についての研修を行ったり、対応マニュアルを作成することも求められます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>子どもが安全に生活できる環境は十分に提供できていると思いますので、加えて、現在と将来に不安を抱く子どもが、一保において、より安心して生活できる環境や、職員との交流機会を提供することが求められます。</p> <p>また、一保における子どもの生活をできる限り家庭における生活に近づけるために、一保職員として何ができるかを考えることで、より子どもの権利保障が図られ、支援の質が向上すると考えます。改めて、①一時保護ガイドライン、②一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下、設備運営基準）、③子どもの権利擁護スタートアップマニュアルなどを踏まえて、職員の皆さんで議論して、一保のルールの見直しをされることを提案します。</p> <p>子どもの行動観察、行動診断において、子どもの事象のみに目が行きがちな印象がありました。観察結果に基づいて、なぜ子どもがそのような行動に至っているのか、それに対してどういう支援が必要かという点について個々の職員が考えるとともに、一保の職員同士で意見を述べ合って、より効果的な支援につなげられることに期待します。</p> <p>一保の運営については、調査研究等も行われており、それらの報告書には、各地の児相の支援の工夫も紹介されていますので、そのような情報や、一保に入所した子どもたちの声をもとに、職員で意見交換をしてさらに良い支援につなげられることに期待します。</p> <p>子どもたちと直接的に接している一保職員だからこそ見えてくる、一保ないし児相全体の運営の課題があると思います。そうした課題を共有し、相談判定・指導部門とも意見交換したり、かつ、職員が支え合って働ける職場環境をすることで、よりプライドと自信を持って職務に当たることができるようになると思います。</p>

児童相談所
(一時保護施設)

安全委員会方式により、一保内で子どもが安心、安全を実感するための取組みがなされています。それと合わせて、一時保護を解除されて社会的養護下で生活したり、家庭に戻って生活する際にも、子どもが自らの権利を認識し、権利侵害があった際に相談につながるようにエンパワメントするにはどのようにしたらよいかといった協議があると良いと思います。相談判定・指導部門と共に、意見箱、アドボケイトの運用方法や権利ノートの内容等について引き続き検討されることを提案します。

子どものエンパワメントのためにも、できる限り家庭的環境等の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つことが必要です（一時保護ガイドラインⅢの1）。この観点から、子どもが生活する環境をより家庭に近づけるために、食事や入浴の方法、日課や生活空間に見直す部分がないかを再確認してください。また、子どもの行動の制限が最小限になっているかどうかをチェックし、不必要な決まりについては見直すことが求められます。

一時保護委託先として、里親は令和6年度は0人でした。一時保護が必要であったとしても一保で過ごす必要があるのかを吟味し、より開放的で個別的支援が可能な里親委託への検討が、もっとなされても良いと考えます。

自治体の役割でもありますが、職員の研鑽の機会が脆弱です。他の機関で子どもの支援に関わった人であっても、一時保護の目的や一時保護された子どもたちの置かれた環境等については十分な理解をしていない場合もありますので、基本的な知識やスキルを共有する機会是不可欠です。安心して、かつ自信をもって組織的なケアができる体制作りとして、また働き甲斐のある職場作りということでも、所全体での計画的・組織的な研修体制が求められます。加えて、積極的に他児相（少なくとも山形県内児相）との交流や外部評価も行っていきたいと思えます。

宿直における正規職員の虐待通告電話対応は、緊急時だけではなく、通常の夜間のケアの体制にとっても危険です。児相全体で検討し、早急な見直しが求められます。

人数的には設備運営基準を満たす配置になっていますが、職員の方から、特に夜間に突発的な事態が生じた際の対応に不安があるとの声がありました。また圧倒的に女性職員が多いというアンバランスさがあります。会任職員の方を含めて、研修を通して各職員のスキルアップを図るとともに、役割分担を見直すなどして、夜間勤務の体制を検討されることを提案します。

<p>設置自治体</p>	<p>全国的には、プライバシー保護の観点から、特に中高生については個室対応を可能とする一保が増えています。建物構造上の限界はあると思いますが、子どもの居室の数を増やし、今よりも多く個室対応を可能にすることをご検討ください。</p> <p>食事についてはアレルギー対策・栄養管理、調理員の体制を含めて、調理業務への対応が不十分であると言えます。よって、栄養士の配置、調理員の補充について検討いただき、場合によっては、民間委託などを含めて早急に検討・改善が求められます。</p> <p>併施設との兼務となっていることにより、職員が子どもの支援に集中できない状況もみられ、入所児童・者にとっても非常に不安定な運用であると言えます。職務分担の体制について再検討が必要と思われる。</p> <p>「都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。」(設備運営基準 17条2項)とされていますが、本一保における職員研修は不十分です。与えられた研修だけではなく、職員が日々の業務の中から湧き出た課題に対応するような主体的な研修への参加ができるように、人的物的、予算的な保障を望みます。そして、児相の、一保の職員として誇りと自信をもって、継続的に業務に当たることができるような専門的な職員を育成するために、本課での人材育成計画も見直しをお願いします。</p>
<p>国</p>	<p>一保は、緊急対応や様々な課題をかかえた子ども達の最初の受け皿であることから、職員配置基準については、現状よりも更に手厚い配置基準の制定が必要です。設備運営基準では、年長児童のプライバシーの保護はできません。少なくとも中高生については個室対応ができるように設備運営基準を改正し、予算化をすることが必要です。</p> <p>一保において、各職員が適切な労働条件が維持されることを前提として、夜間に突発的な事情が生じた場合でも安心して対応できるような人的配置がなされるように見直しを求めます。</p> <p>全国にある一保職員の多くが、他の児相での運用を知らない状況にあります。いわば日々子どもへの支援に追われて、「孤立化」している状況にあります。国として、組織的な人材育成のための他児相との交流やそれを保障するための積極的な予算措置等を望みます。また、一保のグッドプラクティスを収集し、一保が運営の改善を検討する際の参考とできるようにすることも有効と考えます。</p>

第 I 部 こども本位の支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

〈評価する点〉

- 職員のみなさんが、子どもの権利を理解され、子ども本位の支援を行うことを目指しておられることが伺えました。
- 外部の委員や管理職員等を構成員とした安全委員会方式が定着しており、子どもからの定期的な聞き取りをもとに委員会で調査・検討を行って問題事例への対応を行う方法で子どもの安全が守られています。また、同活動を通して、職員のエンパワメントや相談判定・指導部門職員との連携も強化されています。
- 子どもの権利ノート、意見箱の設置、アドボケイト事業など、一保に求められる権利擁護、意見表明支援の枠組み自体は設けられています。もっとも、この点については下記のような課題も見受けられます。

〈取組みを進めていただきたい点〉

- 安全委員会での定期的な聞き取り以外に、子どもの意見表明の方法として意見箱の設置や意見表明支援員の訪問、聴き取りの制度がありますが、あまり活発に活用されていません。安全委員会の聴き取りは、アンケート用紙からもわかるように、他児相ないし職員からの暴力、暴言等の聴取が中心になると子どもに理解される可能性があります。また、聴取者の属性によっては意見を出しにくい場合もありますので、子どもが相談をしやすい多様な意見聴取の方法を考える必要があります。その点で、意見箱の設置場所をより意見を出しやすい場所に変更したり、意見箱の近くに筆記用具を置いておくことなどの改善が求められます。さらに、意見箱やアドボケイトについて、子どもへの広報の方法の工夫が求められます。安全委員会の取組み以外の方法で聴取した意見について、組織内でどのように検討し、子どもにどのようにフィードバックするのかについても子どもたちは理解していませんでした。その点を検討して子どもに伝えるとよいと思います。
- 子どもの年齢に応じた「権利ノート（一時保護のしおり）」が作成されています。もっとも、同ノートでは、「～しないこと」等の行動制限の記述が多く見られ、子どもに保障される権利の記載が不十分です。また権利侵害があった時の訴え先（児童福祉審議会等）やそもそも児相の電話番号などの記述も追記することを検討してください。
- 子どもの聴き取りからは、一保のルールがよくわからない（しおり等にかかれているもの以外にもルールがある）、私物の持ち込みはダメと言われたが理由がわからない、などの声が聞かれました。また、多目的室や食堂で座る位置が決められていたり、入浴時間が職員によって決められているなど、集団での動きや職員側の支援の都合を重視してルールが決められているように感じられる部分が多くありました。一保の権利制限は正当な理由がある場合のみ認められ、やむを得ず児童の権利を制限

するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならぬとされています（設備運営基準10条）。また、「一時保護施設におけるこどもの所持品の持込みについては、こどもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合に禁止することができるものであり、こどもの意見も踏まえながら、定期的に当該ルールについて、合理的な理由があるかどうか、検証・見直しが必要である」とされています（一時保護ガイドラインⅡ5(6)）。この内容に沿って、子どもの意見を聞きながら、ルールや制限に合理的な理由があるかどうかを改めて協議し、改善できるところは改善されることを提案します。

○ 非行の子どもは集団に入る前に個別対応をして反省を促すという方法は、「相談種別に関わらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえて対応する」という観点からは疑問視される部分です。一保においては「まずは受け入れてもらえる。権利が保障される」という安心感を子どもに持たせ、その後子どもの課題に応じた支援を行うように考えられるとよいと思います。

○ 昨今では、外国籍の子どもや一定の信仰を持つ子ども、多様な性的指向、ジェンダーアイデンティティを持つ子どもが入所します。入所が決まってから対応を検討するのではなく、研修等を通してそうした子どもの支援の在り方について理解するとともに、一保としてどのような対応をするか検討し、マニュアル化することが求められます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
No.2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	B
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
No.4	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.5	個別支援を適切に行っているか	B
No.6	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	B
No.7	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	B
No.8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	S
No.9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	B
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	B
No.11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	B
No.13	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
No.14	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	B
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A

No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	B
No.17	個別対応は適切に行っているか	A
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	B
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.20	子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	S
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

〈評価する点〉

○ 一保全体が衛生的で、破損して放置しているような危険な箇所も見当たらず、子どもたちが安全に過ごせるような環境となっています。

○ 居室や観察室（緊急入所や緊急事案の際に使えるような部屋）、相談室、医務室、学習室など、設備運営基準に合致するような設備を備え、一定の広さも確保し、子どもたちの生活状況を踏まえて、臨機応変・柔軟に活用されているようです。

なお今回の調査時は子どもたちのインフルエンザ対応もあり、各種の部屋を適切に個人の居室として活用している様子もうかがわれました。

○ 学習室は年齢や男女別に細かく支援できるよう複数設置され、臨機応変に運用がなされており、また、天井の高い体育施設も設置され、子どもたちが常にさまざまなスポーツ活動やレクリエーション活動に活用できるよう取り組まれています。これは近年の気候に鑑みた熱中症対策にも効果的です。

○ 指導的立場の職員が一保全体の状況を把握し、適切にリードする中で、職員のみなさんが一体となって業務に当たっている様子が見られました。また、相談判定・指導部門との情報共有や連携も十分になされていました。

○ 相談判定・指導部門職員（児童福祉司・児童心理司）から、日々子どもたちへの直接支援を行っている一保職員への信頼度が高く、「安全委員会」での連携も含めて、お互いがリスペクトしている職場環境であることは評価できます。

○ 今年度から一保に初めて児童心理司（心理療法担当職員）が配置され、一保内でのより丁寧なケアが実施されており、また相談判定・指導部門との連携における橋渡し役として活動されていることは評価できます。

○ 児童記録作成でのパソコン活用・必要なパソコン設置等はなされており、正規職員・会任職員関係なく常に運用できるようなシステムになっており、また相談判定・指導部門ともオンライン上での情報共有はなされており、連携体制は取られています。

〈取組みを進めていただきたい点〉

○ 居室に施錠はされていませんでしたが、日常的には子どもたちが一人でゆっくりとくつろげるような個室対応となっていないことなど、一人になりたいときに一人になれる空間が乏しく、プライバシーの確保に課題があります。日中も含めて、居室の活用の仕方等についての検討が望まれます。

また大部屋居室について、個人ロッカーや空間がないこと、洗濯物の干し場がなく居室に干している状況も、子どもたちが落ち着ける環境とは言えません。居室への個人ごとのテーブルの配置や男女

別の洗濯物干場の設置等も含めて、子どもたち一人一人が各居室で落ち着ける環境作りをお願いしたいと思います。

○ 屋上ベランダは併施設と共有のようですが、児童部門の子どもたちにとっても唯一の野外空間でもありますし、子どもたちが閉塞感を感じないよう、有効的な活用の仕方について、山形県福祉相談センター全体での検討を望みます。

○ 子どもたちが日中くつろげる空間としてのリビングが狭く、また板張りでスリッパを履いて出入りする空間であるため、とても寝っ転がれるようなところではなく、子どもたちが余暇時間などにくつろげる空間としては改善を要すると思います。リビングにカーペットを敷いたり、ソファを設置したりするなど、可能な限り家庭的な環境となるような工夫をお願いします。

○ 事務所（職員室）に窓がないため、子どもたちを丁寧に見守り、かつ子どもたちが安心して職員とやり取りできる職場環境という観点からすると、やや閉塞感があります。個人情報管理という観点からやむを得ないということもありますが、ブラインドの活用等、今後の施設整備において何か工夫していただければと思います。

○ 職員体制における併施設との一体的な運用の中で、必要が生じた際に「併施設から保育士等が児童部門の応援に入る」という運用のみではなく、「児童部門からも場合によっては保育士や児童心理司（心理療法担当職員）が直接支援や心理支援に入る」という「児童部門から併施設への応援が前提」のような運用になっており、これは職員の動きとして非常に不安定な体制であると言えます。

また何より子どもたちが、今日ほどの職員が何人ほどいるのかというような不安を常に持っており、安心して職員と関わることができない状況にあります。

組織上「兼務」になっている職員もいることから、この体制と運用が一概に否定されるべきものではありませんが、そうであるならば、これを前提とした人員の配置が求められるところです。

したがって、一度保護課職員の体制・運用についての整理・検討（そのうえでの正規の職員の配置等）を行っていただきたいと思います。

○ 正規職員数に比べて会任職員の数が圧倒的に多く、日中・夜間を通して、正規職員への負担が大きい状況にあります。また、職員の対応が分散する時など、一人で大人数の子どもの対応をしなければならない時があるとのことで、職員が安心して働けないのではないかと感じました。

職員が身体的にも精神的にも「孤立」しないような対応が求められますので、正規・会任職員の役割分担の整理・工夫や、どの職員も一定の責任をもって対応できるような組織の見直しも必要かと思われます。

○ 夜間の職員体制として、人数的には足りてはいますが、職員の方からは、特に「正規職員が女性だけとなった場合に不安がある」との声がありました。会任職員の舎監及び女性指導員は 22 時から 6 時までが手待ち時間（宿直）とされていますが、夜間は緊急入所や突発的な事情が生じた場合の対応等も必要になってきます。

また夜間の虐待通告対応にも 1 名の夜勤の正規職員が当たっていることにより、その間の入所児童への支援が手薄になるため、あまり好ましくないと感じられますので、相談判定・指導部門と協議のう

えで、夜勤の正規職員の業務の見直し等も望めます。

○ 正規職員・会任職員が連携して対応している様子はいかがでしたが、様々なケアと対応を行うために男性職員も一定配置し、職員の男女比率のバランスを取っていただきたいと思えます。

○ 時間外勤務は一部の職員を除いてそれほど多くはありませんが、「休みがなかなか取りにくい」という職員からの声もありました。

以上、これらの状況を踏まえた一保職員体制の整備により、正規職員と会任職員の適切な役割分担と連携の下での業務運営が可能になると思えます。また、子育て世代等の職員が時短を取りたくても取れない状況の改善や、正当な休暇（年休その他）の取得促進（ワークライフバランス）により、子どもたちが安全で、かつ職員も働きやすくやりがいのある職場環境への改善にもつながるものと思えます。一保だけではなく児相全体での体制の見直しが望めます。

○ 食事部門については、複合施設で一定の食数がありながら、日々の食事の献立が会任職員の調理員任せでは、食事を楽しみにしている子どもたちや他入所者の安定にもつながりませんし、命にかかわるようなアレルギー対応等も確実にできません。また、毎日会任職員1名の調理員に、その日の調理業務が任されている状況も好ましくありません。

したがって、子どもたちや利用者の「食育」を守るためにも、栄養士の配置や調理員の補充等（民間委託の検討も含めて）が必要でしょう。

○ 医療部門に関しては、子どもたちの服薬管理も含めた健康管理が会任職員の看護師一人に最終的に委ねられていますが、緊急入所や日々の対応に追われているなかで、負担が大きいようですので、子どもたちの安心・安全な生活のためにも、正規の看護師の配置をお願いしたいと思います。

○ 人材育成の柱である職員研修について、今年度から徐々に実施しているとの報告もありましたが、一保職員への子どもの権利擁護、被虐待児の対応、愛着障害、トラウマケアその他、計画的な研修体制がまだ確立されていません。

初めて一保で勤務する職員に対しては、会任職員を含め、すべての職員に対して一保の目的、一保で保護する子どもの環境、特性等について基本的な知識を伝える必要があります。

また、特に家庭で暮らすことができない子どもに対する権利擁護のあり方や様々な特性を持つ子どもに対する適切な支援のあり方について、知識をアップデートするために、外部研修の参加機会の保障を含め、定期的な研修を提供できるようにすることが必要です。

よって、正規職員だけではなく、会任職員、新人職員の定着を図るための組織的（一保だけではなく児相全体で）・計画的な研修の実施（他職種の研修への聴講等も含めて）が望めます。加えて、今年度一保に初めて配置された児童心理司の活用及び相談判定・指導部門も含めた研修体制の構築等により、より専門的な視点に裏打ちされた支援が実施できるような職場風土、意識の改革が必要と思えます。

また、当中央児相だけで完結するのではなく、山形県全体での一保職員の研修のあり方の見直しを行い、参加や連携の仕方、そのための予算確保も含め、全所を挙げて検討されるよう望みます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	B
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	B
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
No.33	ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
No.34	医療機関と適切に連携しているか	B
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

第Ⅲ部 一時保護施設における支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

〈評価できる点〉

- 一保での行事は子どもの意見を聴いて実施している例もあり、また、可能な子どもには野外活動を行うなど、子どもの楽しみを実践しつつ、閉鎖的な環境からの解放について積極的に取り組まれています。
- 学習については、都道府県の一保では珍しく、小学生や中学生でも在籍校への登校が可能な子どもには通学できるように配慮されているとのことでした。学習の保障という観点だけでなく、一時保護という家庭からの分離を余儀なくされている場合であっても、可能な限りそれまでの日常から切り離されないという視点からも評価できます。
- 安全委員会では相談判定・指導部門の職員も聴き取りを行うことがあり、また、観察会議以外でも担当者間の個別のケース検討会議も適時なされており、一保部門と相談判定・指導部門との情報共有は一定程度できているものと考えられます。

〈取組みを進めていただきたい点〉

- 食事については、イベントに応じた食事なども出されており、また子どものアンケートによっても食事の時間が楽しいと答えた子どもも多いものの、調理員3名がそれぞれの考えで献立・調理を担当していることから、アレルギー対応や栄養面等からも十分な体制とは言えません。調理員の都合によってメニューが突如変更されたり、お弁当に代わることもあり、「衣食住」という最も基本的な子どものケアに対して十分な対応ができているとは言えません。栄養士の配置だけでなく、調理員の増員や食育に関する意識改革などについても大きな改善が求められます。
- 入浴に関しては、湯舟に入浴できる日が週3日しかなく、ほかの日はシャワー利用のみという運用になっています。毎日、入浴・シャワーのいずれも利用することができるように対応した上で、個々の子どもの希望に応じた対応が望まれます。また、入浴時間についても午後3時頃となっており、入浴後におやつを食べて、自由時間を過ごし、夕食を食べるというスケジュールになっています。しかし、これらは一般的な家庭での生活スケジュールとかけ離れている運用です。職員配置の問題もありますが、入浴以外でも「職員の動き方に合わせて、子どものスケジュールが決められている」という傾向があるように思われます。例えば、入浴に職員のサポートが不要な高年齢児童は夕食後でも入浴できる、といった子どもを中心に据えた柔軟な対応が求められます。仮に夜に入浴した場合に他のスケジュールに影響が出る場合には、そちらのスケジュールを他の時間帯に変更することができないか検討してみても良いかもしれません。
- 行動観察については、引継ぎ時や観察会議等で子どもの言動などについてよく共有がなされており、子どもの強みについても報告がなされていました。しかし、「子どもの言動」という客観的なものが主眼となっており、「なぜ子どもがこのような言動に至ったのか」、「なぜ子どもの言動が一時保護

直後から変化したのか」という点についての検討が不十分に感じました。行動診断が不十分だと、それに基づく個別的な支援の方法も十分なものとはなりません。研修体制の不十分さとも関連しますが、向上心の強い職員も多い中、職員が十分なスキルアップを行うことができるような職場環境の整備が必要です。

また、観察会議が実施される頻度も少ないようですので、一時保護ガイドラインに則り、週1回のペースでの実施を目指したいところです。

○ 健康管理については、近年、看護師が採用されており改善の意欲はみられます。しかしながら、児相に嘱託医が来ない状況で当該看護師1人が子どもの健康管理の対応に追われています。服薬管理についても、特に夜間は1人しかいない正規職員が対応することになっていることから、必ずしも適切とは言えないタイミングで薬が子どもに渡されるとともに、子どもが服薬しているところを周りの職員が観察していないということがありました。会任職員との役割分担を含めた改善やマニュアルの策定が求められます。

○ 学習に関しては、夕食後も学習の時間が設けられ、日記とは別に、職員が考えたテーマでの作文も課されていました。学習の保障は大事なことでありますが、子どもにとっても負担となっていることから、その在り方について検討が必要です。また、作文については家庭のことなどをテーマにするときがありながらも、そのテーマ設定については担当の児童福祉司や児童心理司とは共有できていないとのことでした。これらはケースワーク上も影響があることから、仮に継続するのであれば、その実施方法について相談判定・指導部門との協議が必要になると考えます。

○ 私物の持ち込みはまだまだ制限的であり、私服についても子どもが望む服が十分に着ることができていない状況です。この点については、改善に向けて検討がなされているとのことでしたので、設備運営基準に則り、今後、過度な制限は撤廃し、さらに子どもの権利を保障する対応を期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	B
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	A
No.39	食事を適切に提供しているか	C
No.40	こどもの入浴は適切か	B
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	B
No.42	こどもの睡眠は適切か	A
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
No.45	無断外出を行う子どもに対して適切な対応を行っているか	A
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A

No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	B
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	B
No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	B
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	A
No.58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	B
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A

第IV部 一時保護施設の管理運営

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

〈評価する点〉

○ 子どもの事故・けが、無断外出、防災、その他野外活動等での安全対策等各種マニュアルを作成し、職員への意識づけ・共有を行っています。その中で子どもたちが安心して過ごせるような一保の環境づくりを職員皆で目指しており、日々丁寧に対応されています。

○ 会任職員ではありますが、一保への看護師の配置もあり、感染症対策や近年の熱中症対策にも力を入れており評価できます。

○ 子どもたちからの意見・要望等にも応えるべく、「安全委員会」の開催や意見箱の設置・アドボケート事業の実施等、一保施設の質の向上を図るための仕組みは整っており、今後のより充実した取組みを期待したいところです。

○ 今回の第三者評価を機に、業務運営に係る自己評価や外部評価も今後積極的に取り入れようという意識はうかがえます。

なお、児相本体や一保についての第三者評価の報告書を公表している自治体は多く、当評価機関でも、HP等で第三者評価の結果に基づいた各一保の取組み状況を情報提供しています。

今後はぜひ、他児相一保の様々な取組みを参考にして一保の施設運営に生かしていただきたいと思えます。

〈取組みを進めていただきたい点〉

○ 各種マニュアルについて、安全委員会の要領等も含め一定整備はなされていますが、活用にあたっては時々読み返すなど各職員の意識に任されています。また新任職員に対しても安全対策等の具体的な研修等ありません。

マニュアルは職員が日々一体となって実践していくために活用していくべきものですので、共有するための研修も実施し、日々実践の中で活用しながら随時見直し等も行っていただきたいと思えます。

○ 研修等も含めた年間の詳細な「事業計画」がありませんので、一保職員が長期的視点で子ども支援や専門性の向上等を意識しながら業務運営を行うことが難しい状況にあります。詳細な事業計画を相談判定・指導部門とも情報共有しながら策定し、見直しを持った業務運営と体系的な研修の実施等が望まれます。

○ 野外活動や通院、その他施設入所や里親委託時における子ども移送については、適切に運用されてはいるものの、もう一歩進んだ取組みも期待されます。例えば子どもだけではなく職員の安全対策も考えて、予算はかかりますが、タクシー利用等も検討されてはいかがでしょうか。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	B
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A

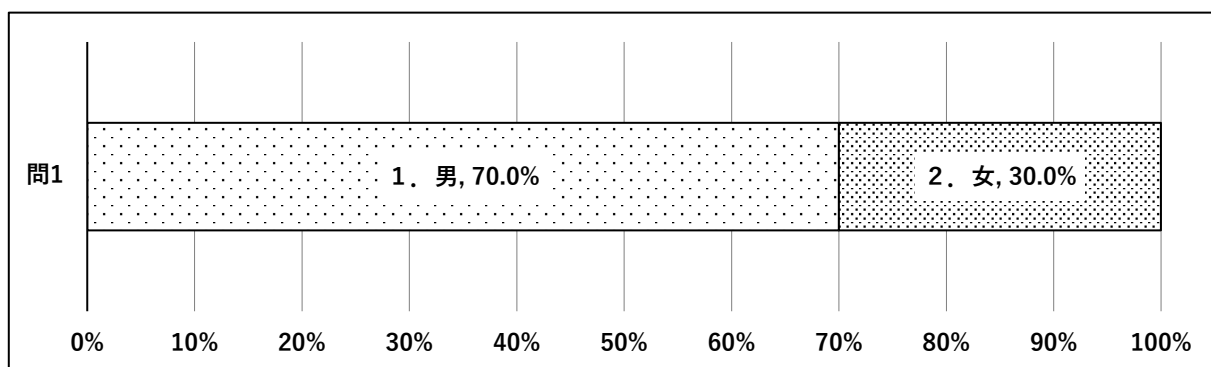
こどもアンケート結果

(2025年9月実施)

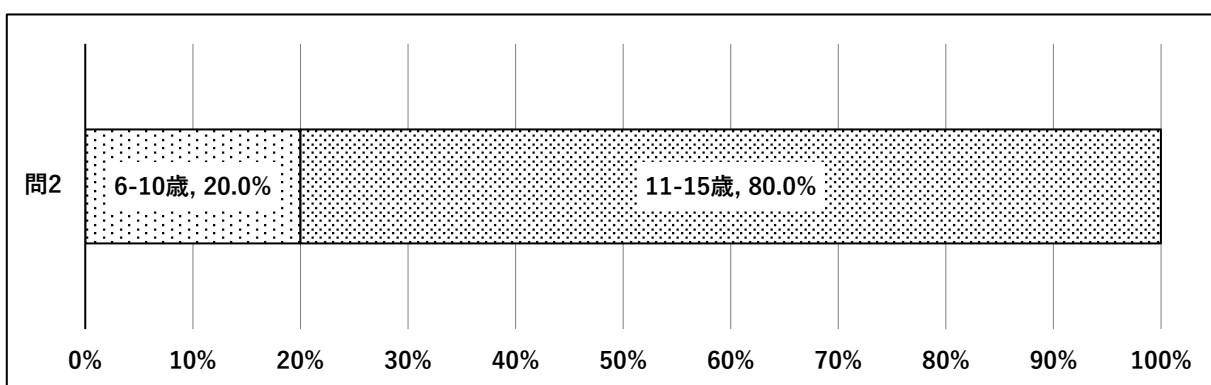
対象：上記期間内に一時保護施設へ入所中の子ども

回答者数：10人

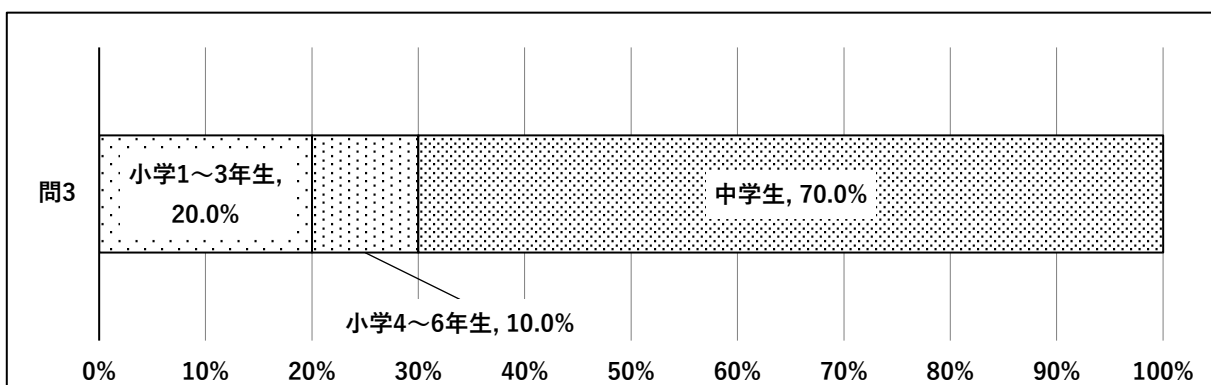
問1 性別は。



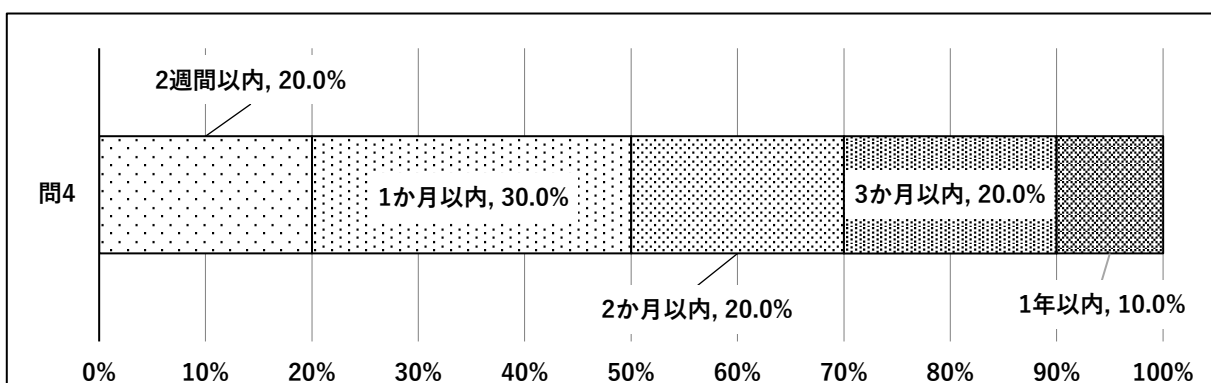
問2 年齢は。



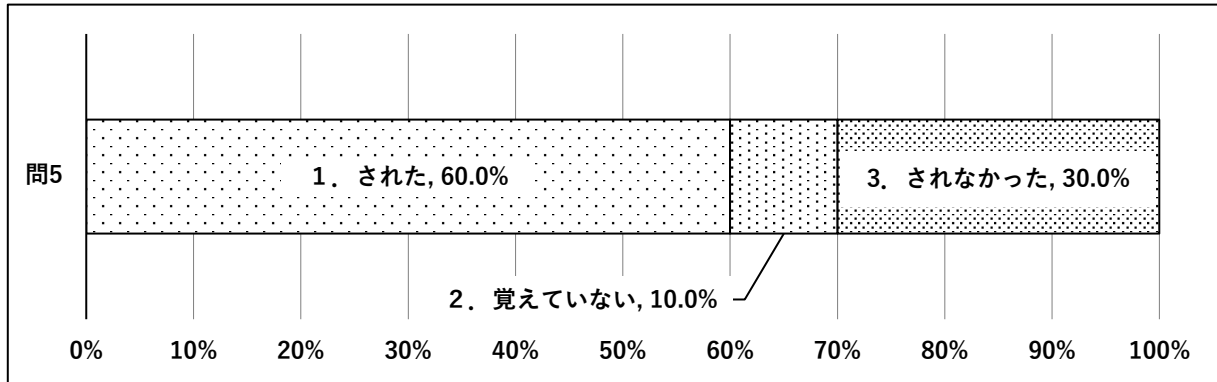
問3 学年は。



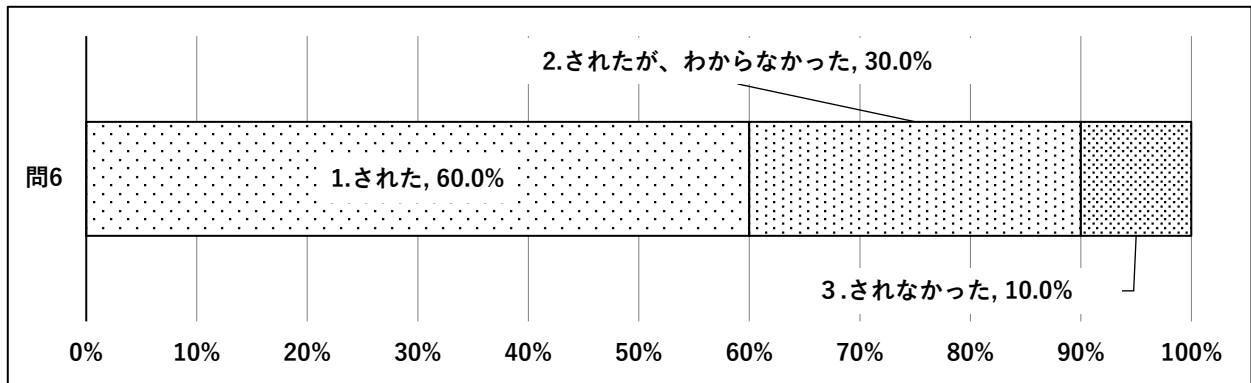
問4 ここ(一時保護施設)に来た日から今日で何日目ですか。



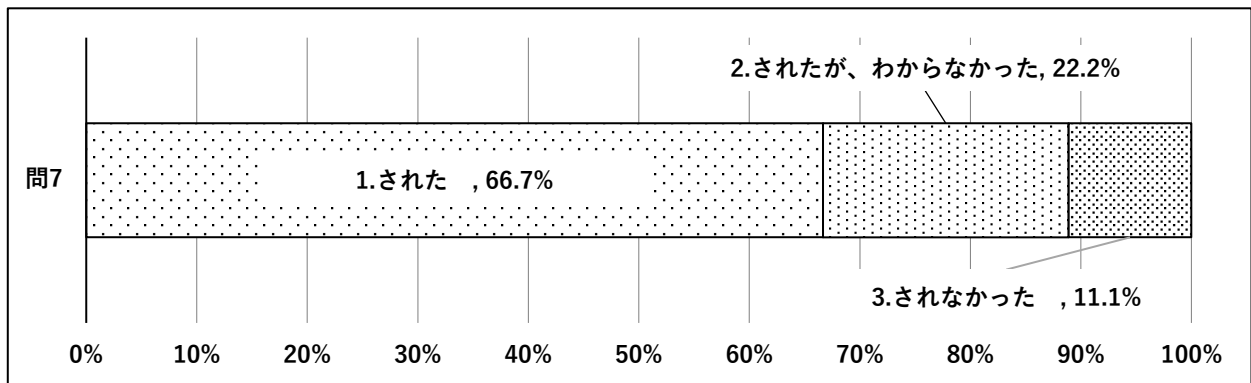
問5 ここに来る前に一時保護施設がどのような所なのか説明されましたか。



問6 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。

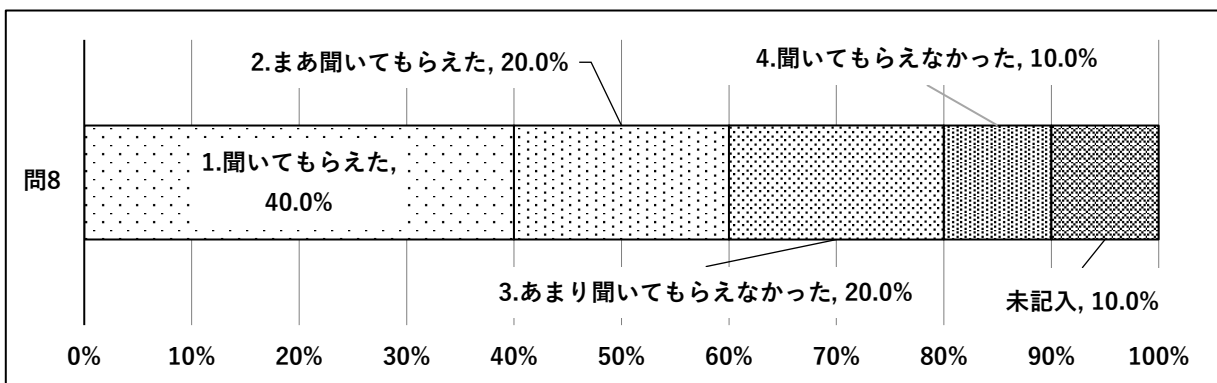


問7 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



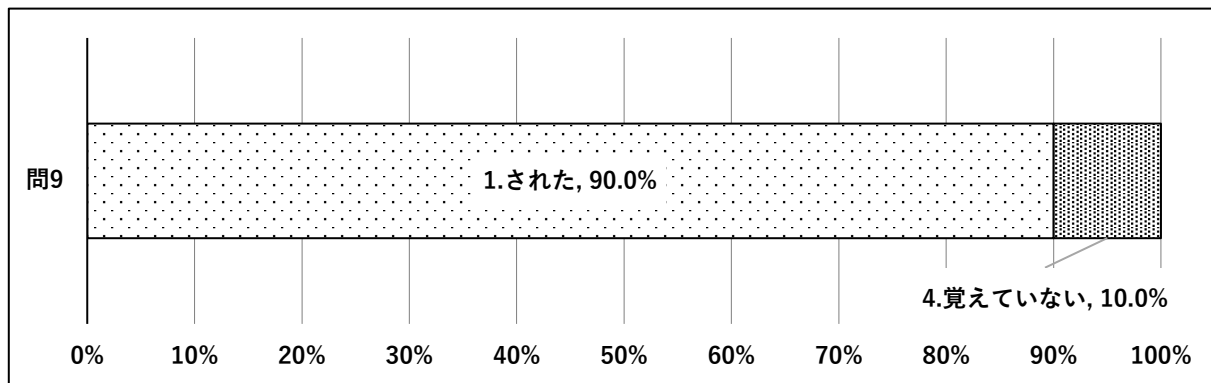
〈未記入コメント〉 まだされていない

問8 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。

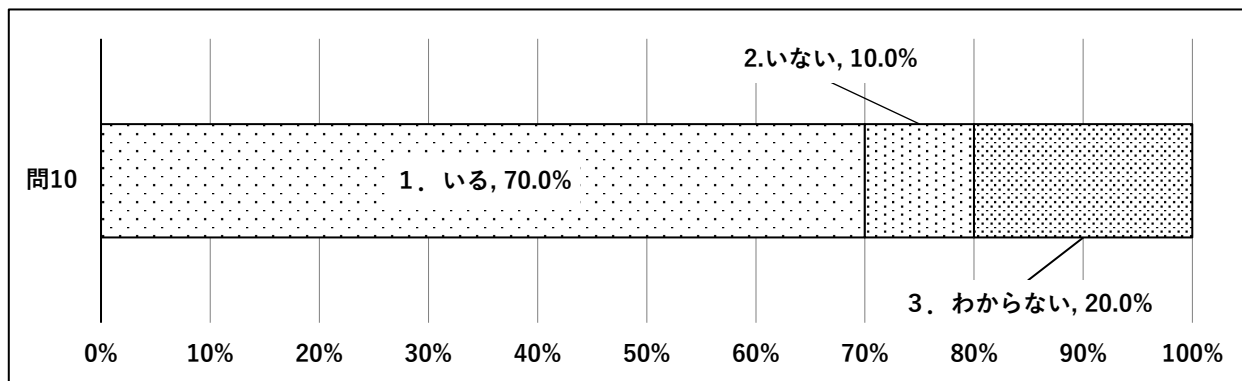


〈未記入コメント〉 まだしてない

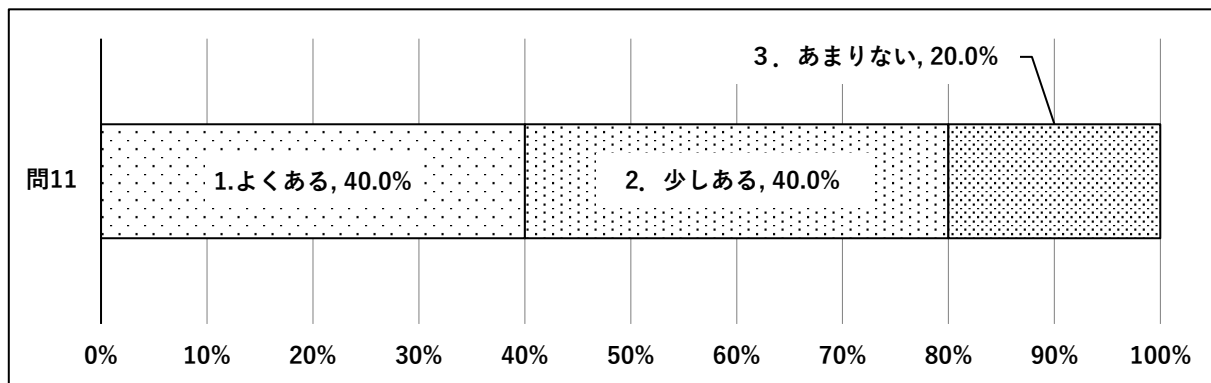
問9 この職員や児童相談所の人から、「こどもの権利」について説明されましたか。



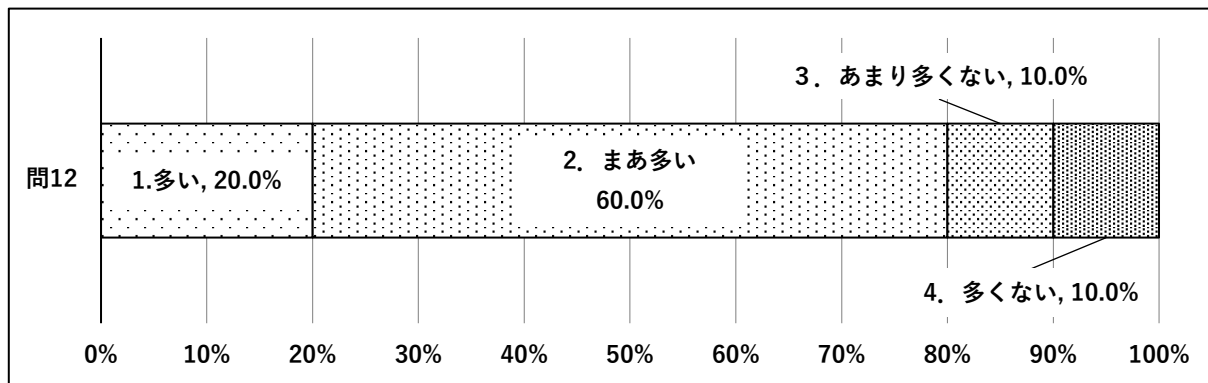
問10 この職員や児童相談所の人で、あなたがなんでも話せる人はいますか。



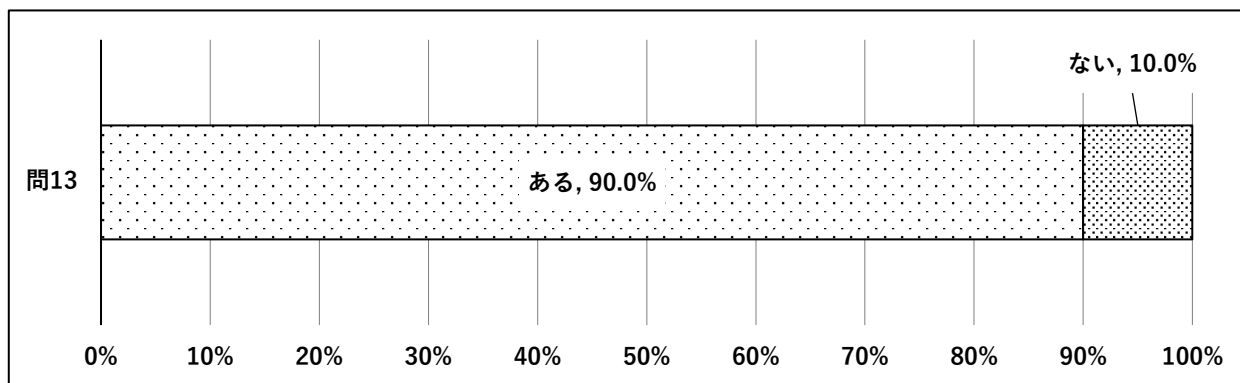
問11 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。



問 1 2 自由に過ごせる時間は多いですか。



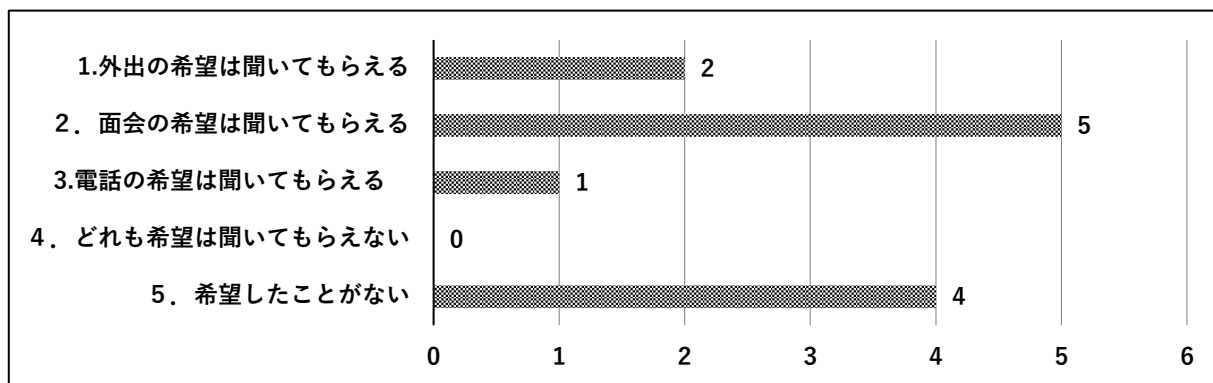
問 1 3 自由時間で楽しいことはありますか。



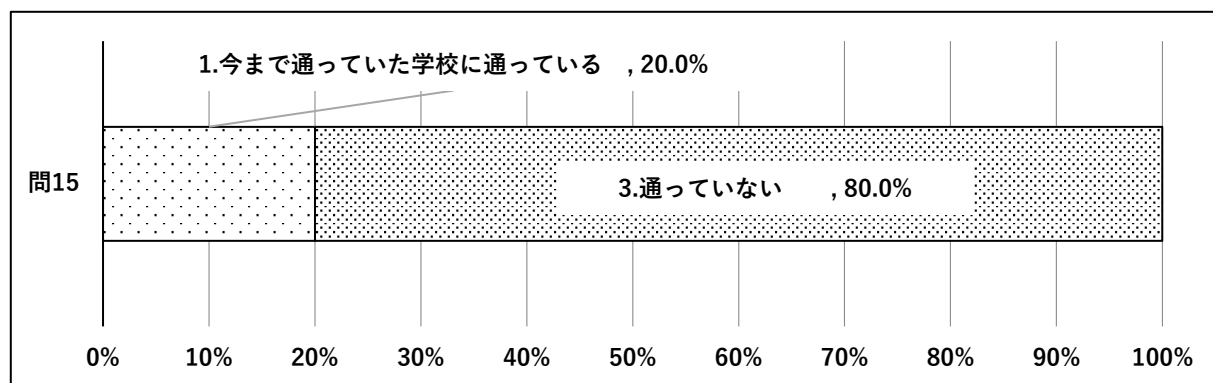
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
マンガを読んだり、音楽を聞いたりすること
たいいくかんでともだちとしょくいんさんとキャッチボールをしたのしかったです。
みんなとしゃべれるし、いろいろなことができるから。
プラレール
プラレール・人形・レゴ
CDをきいたり、こうさくをすることです。
うんどう
ともだちとあそぶ
自学をしたり、一人で、CDを聞いたり、読書をしたり、皆でいっしょにいたり

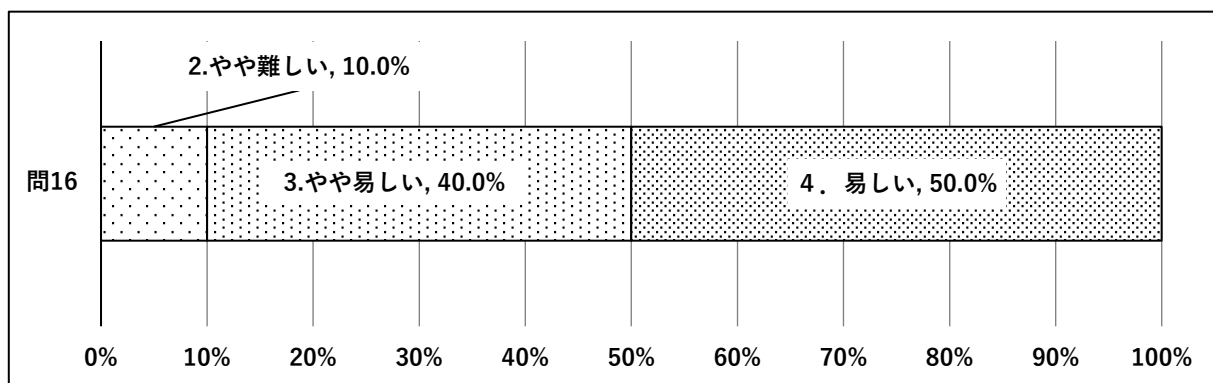
問14 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)



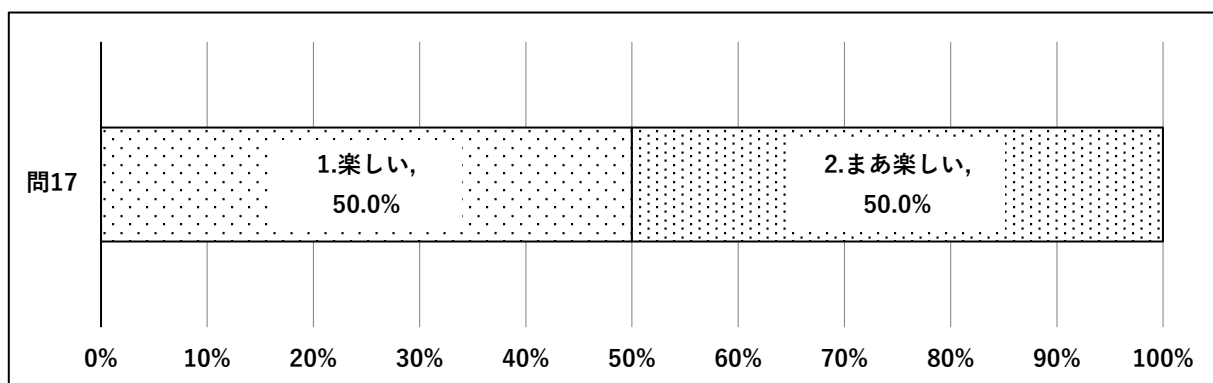
問15 ここから学校に通えていますか。



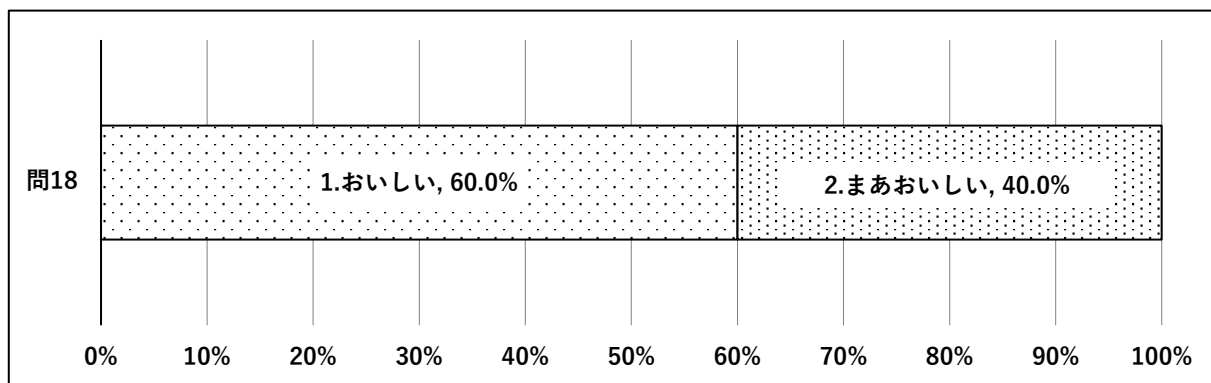
問16 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。



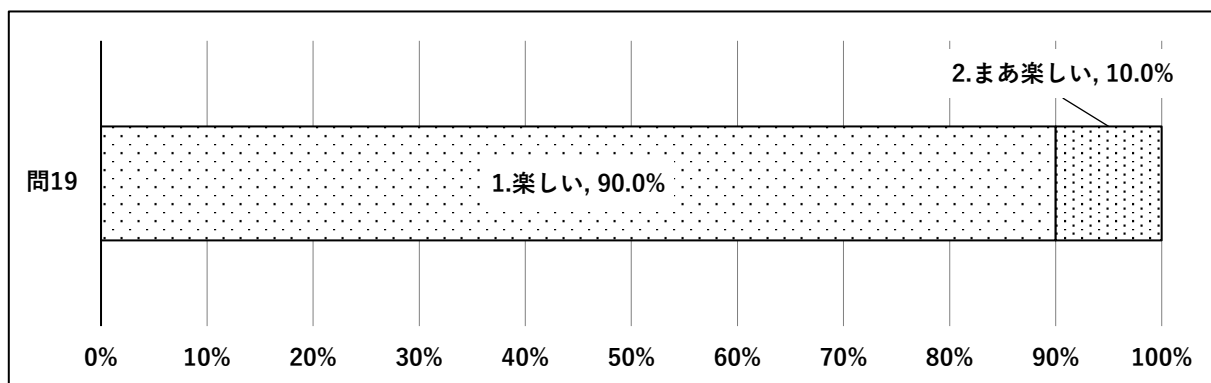
問17 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



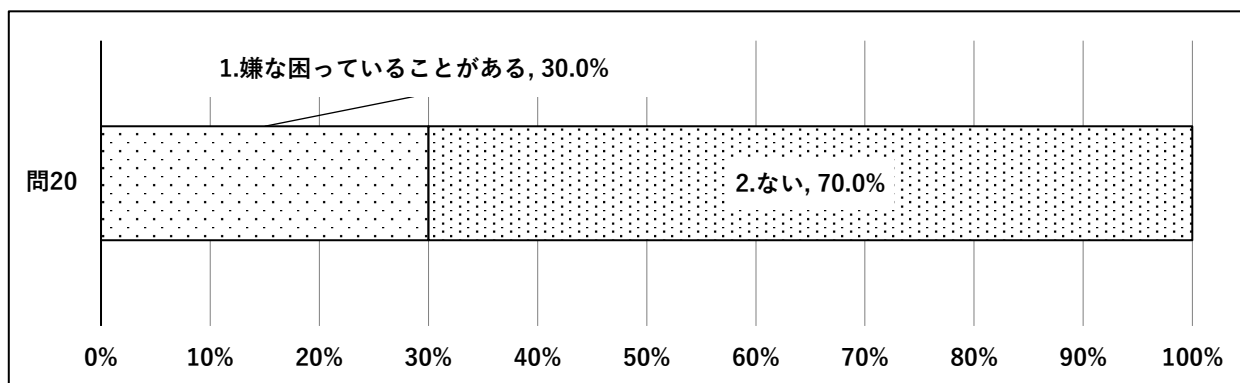
問18 食事はおいしいですか。



問19 食事の時間は楽しいですか。



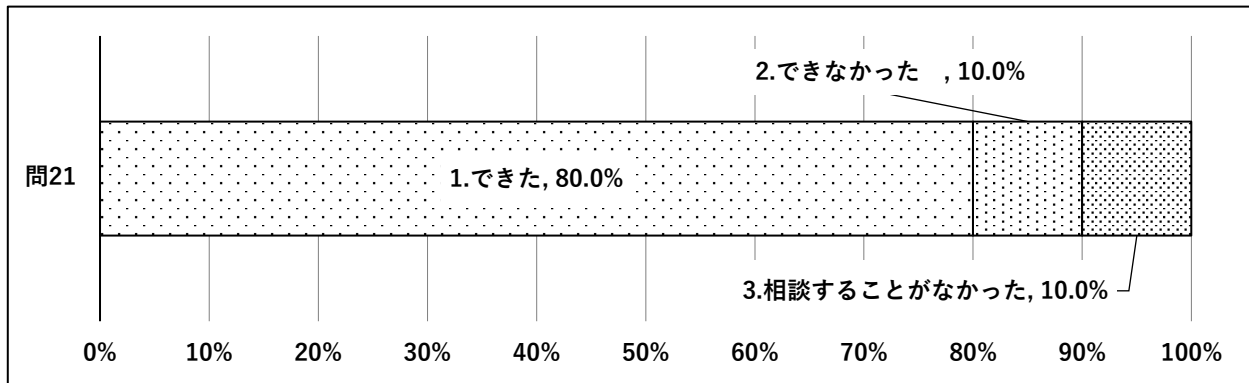
問20 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



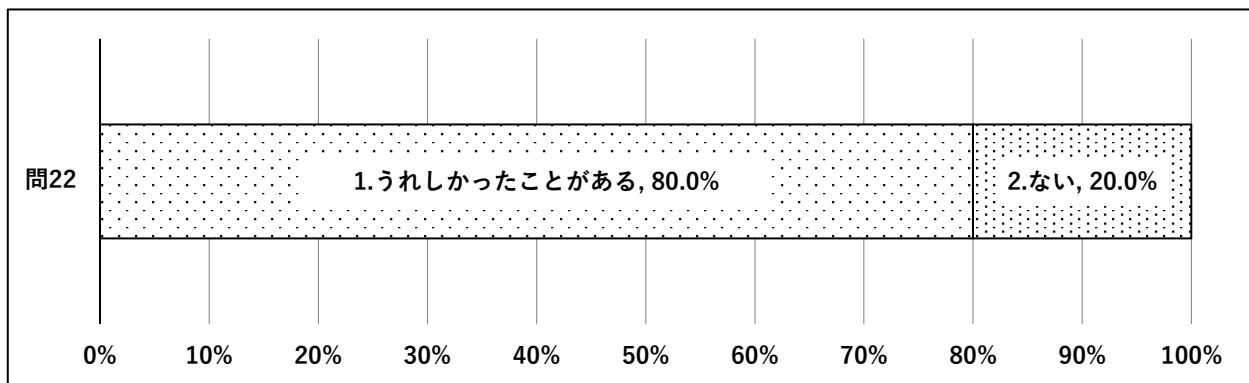
(嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
プロレスのかめんをつけたときにきもちわるいといわれました。
**くんにわるぐちをいわれる。
早く、家に帰りたことや、周りがうるさいこと

問21 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



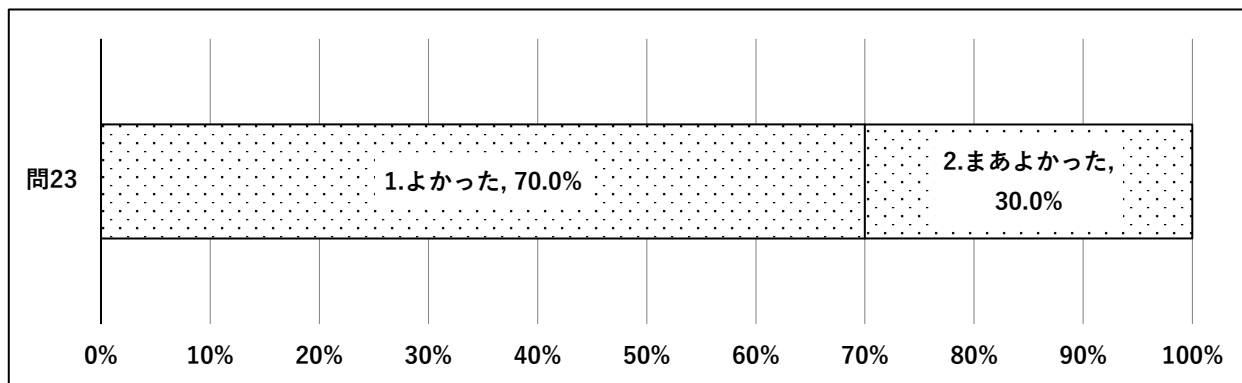
問22 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
スポーツ大会をした
たくさんプリントをしたときにほめられました。
いろんなところに行けた
外に行くこと
ともだちと、あそべること。
午後活でかつやくできたこと
**さんとあそんだです。
今日、あった、スポーツ大会

問23 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。



問24 ここでの生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

具体的に
毎日、学校に通えるようになりたい。
えるものおもちゃをもっとふやしてほしいと思います。
ないです。
ないです。
外に行くことをふやしてほしい。土・日は7.00におきたい。
もう少しねる時間をおそくしてほしい、午後活等でもっと外に出る活動がしたい。強せいのなところを無くしてほしい。(活動などの、拒否権がほしい、日課など)
土、日の学習はせんたくがいい やりたい人がやるみたいなかんじ
たのしかったです。
夜の8:45~の学習をなくしてほしい しぶつをつかってよくなってほしい バウンダリーをなくしてほしい 恋愛をしていいことにしてほしい